

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第47号

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（運河の使用制限及び禁止事項）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 規則で定める区域内において、</u> <u>推進機関として内燃機関又は電動</u> <u>機を備える船舶のうち次に掲げる</u> <u>船舶以外の船舶を航行させるこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ア 漁船法（昭和25年法律第178</u> <u>号）第2条第1項に規定する漁</u> <u>船</u></p> <p><u>イ 海上運送法（昭和24年法律第</u></p>	<p style="text-align: center;">（運河の使用制限）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

エ 国又は地方公共団体が所有する船舶

オ その他市長が認める船舶

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき (1) 1級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭 イ 多階建て2階 26円82銭 (2) 2級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭 イ 多階建て2階 24円3銭 (3) 3級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭 イ 多階建て2階 17円60銭 (4) 4級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭 イ 多階建て2階 15円96銭

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき (1) 1級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭 イ 多階建て2階 26円82銭 (2) 2級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭 イ 多階建て2階 24円3銭 (3) 3級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭 イ 多階建て2階 17円60銭 (4) 4級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭 イ 多階建て2階 15円96銭

(5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

(6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項1(1)アからオまでに掲げる区分に応じそれぞれアからオまでに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 専用使用

1平方メートル1月につき

(1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

(2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

(3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

(4) 4級上屋

(5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

(6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

2 専用使用

1平方メートル1月につき

(1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

(2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

(3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

(4) 4級上屋

<p>[略]</p>	<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円 イ 多階建て2階 479円 (5) 5級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 679円 イ 多階建て2階 452円 (6) 6級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 581円 イ 多階建て2階 387円 <u>ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項2(1)から(5)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。</u> 3 占用使用 1平方メートル1月につき 屋上 104円50銭</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円 イ 多階建て2階 479円 (5) 5級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 679円 イ 多階建て2階 452円 (6) 6級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 581円 イ 多階建て2階 387円 3 占用使用 1平方メートル1月につき 屋上 104円50銭</p> <p>[略]</p>
<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>	<p>備考 [略]</p>

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。